

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託
委託仕様書

1 件 名

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託（瀬谷区北部）

2 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

横浜市瀬谷区北部（主要地方道丸子中山茅ヶ崎線以北）

※ 送迎については、瀬谷区北部を中心とした区内全域

4 概 要

瀬谷区は、生活困窮や養育困難等の課題を複合的に抱える世帯（以下「対象世帯」という。）が多く、基本的な生活習慣や学習習慣が身につけていないことから、食生活や衛生面の課題を抱えたり、学習面で遅れがみられたりする子どもが多く存在している。

そのような子どもたちに対して、安心して過ごせる居場所を提供し、必要な生活習慣や、生活体験、学習支援を実施するとともに、保護者に対しても相談支援等を行うなど、子どもの生活・学習環境を改善するための取組が必要である。

本事業では、生活支援・生活体験・学習支援・相談ができる常設型の支援施設「子どもの生活塾」（以下「子どもの生活塾」という。）を設置し、瀬谷区内に住所を有する対象世帯に対し、必要な支援を行う。

なお、本事業は、「横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱」及び「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」に基づき実施する。

5 委託業務内容

（1）子どもの生活塾の設置

瀬谷区役所（以下「区」という。）と協議の上、横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱第8条に規定する施設を速やかに用意し、「3 履行場所」に掲げる場所に「子どもの生活塾」を設置する。

なお、履行場所の確保及び継続的な利用に係る経費は受託事業者の負担とする。

（2）生活支援・学習支援の実施

ア 対象者

(ア) 対象世帯の小学校及び中学校に就学している子で、「子どもの生活塾」を利用することで健全な育成が見込まれると区が認めたもの

(イ) 対象世帯の小学校及び中学校に就学している子の保護者で、子を養育するための支援をすることで自立が見込まれると区が認めたもの

(ウ) これらに準ずる者で区が認めたもの

イ 職員の配置

「子どもの生活塾」には、児童の育成に関する知識と経験を有する事業の統括責任者、生活支援スタッフ、生活支援アシスタント、送迎スタッフを配置する。

(ア) 統括責任者 1名

(イ) 生活支援スタッフ 1名以上

(ウ) 生活支援アシスタント 2名以上

(エ) 送迎スタッフ 1名以上

(オ) (エ) の送迎スタッフは、(ア) ～ (ウ) の者が兼ねることができる。

利用する児童が1名以上いる場合は、職員を2名以上配置する。

ウ 支援内容

瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱第6条に基づく支援内容とし、a～eの事業ごとに実施方法及び目指す姿に沿って支援を実施すること。

加えて、以下のf～jの支援内容は区役所と協議のうえ支援を実施することができることとする。

a 日常生活習慣等を身に付けるための支援

【実施方法】利用時の日課を作成し、個々に応じた支援を行う。

【目指す姿】・正しい生活リズムや生活習慣（入浴・調理・洗濯・掃除・買い物・整理整頓など）を身につけ、自立した生活が送れるようになる。

・時間・約束・ルールを守り、自分で予定を管理できるようになる。

・人の話を聞くことができ、自分の思ったことや考えていることを人に伝えることができる。

・他の人のことを考えて行動したり、手伝えることができる。

・季節の行事や地域行事などを知り、地域社会の一員として生活できるようになる。

・将来の夢を持ち、高校卒業後の生活設計を立てることができる。

b 安心して過ごせる居場所の提供

【実施方法】開所日数：原則として年間240日以上開所する。

利用日数：1人あたり原則週2日とする。

【目指す姿】・対象世帯とスタッフが信頼関係を築けている。

・保護者以外の大人と関わる機会を増やし、SOSを言える場所となる。

・放課後を安全・安心に過ごせるようにする。

・児童の身体の状態を考慮しつつ適切な食事・おやつを提供する。

c 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ

【実施方法】学校の宿題や「子どもの生活塾」で用意したプリント等の行い、必要に応じて学習の補助を行う。

【目指す姿】自主的に学習に取り組むことができる。

d 基礎的な内容の学び直し

【実施方法】学校の宿題や「子どもの生活塾」で用意した課題を行い、必要に応じて学習の補助を行う。

【目指す姿】・学習のつまずきが解消され、学校の学習がスムーズに行える。

・学習への苦手意識をなくし、自信をつける。

e 関係機関との連絡調整

【実施方法】・区が主催する子どもの生活塾連絡会等へ出席し、関係機関と情報を共有する。

・利用者の通学する学校と、支援に必要な情報を共有する。

・区や児童相談所等関係機関と情報共有を行う

・関係機関からの子どもの生活塾見学の受入を行う。

【目指す姿】家庭や学校等での日常生活の状況を踏まえた上で、必要な支援を実施している。

f アシスタント派遣による生活支援

【実施方法】対象世帯の小・中学生及び保護者（以下利用者という。）の自宅に職員が訪問し、利用者と共に登校準備等を行う。

【目指す姿】利用者が家庭環境の課題に気づき、改善に向けて行動できるようになる。

g 生活支援を前提とした高校受験に向けた進学支援

【実施方法】高校進学に向けて学習計画書を作成し、学習支援を行う。

【目指す姿】受験に備えた学習を行い、学力が向上する。

h 利用者への個別相談

【実施方法】・「子どもの生活塾」内、及び電話相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問を行う。

・定期面談を行い、課題抽出を行う。

【目指す姿】・困りごとを発見・解消し、保護者が適切に子どもとかわれるようにする。

・状況に応じて、必要な支援につなげる。

i 事業利用を中断又は終了した利用者への個別相談

【実施方法】電話相談に対応するほか、必要に応じて訪問や子どもの生活塾内で相談を行う。

【目指す姿】・困難な状況に陥る前に必要な支援につなげることができている。

・困ったときに相談できる相手がいることで、困難な状況に陥るのを防ぐ。

j その他区が必要と認める支援

(3) 送迎の実施

「子どもの生活塾」への通所が困難な児童に対し、車両・公共交通機関及び徒歩による送迎を実施する。車両送迎の実施にあたっては、「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」及び「寄り

添い型生活支援事業 車両送迎に係る実施要領」により行う。

ア 送迎の対象者

- (ア) 遠方の地域に居住する児童
- (イ) 小学校低学年の児童
- (ウ) その他、区が送迎を必要と認める者

イ 送迎の体制

送迎を実施する際は、常にスタッフ体制が2名以上になるようにし、児童の待ち合わせ場所や送迎ルート等については、事前に区及び利用者と十分に協議をすることとする。

ただし、公共交通機関及び徒歩での送迎に限り、児童が1人の場合であり、かつ区と受託事業者が協議し、利用者の了解を得た場合は、スタッフ1名による送迎を可能とする。

なお、対象者がスタッフによる送迎利用を望まない場合、受託事業者はあらかじめ理由と通所方法・経路を確認し必要な助言を行う。

(4) 研修の実施

受託事業者は職員の資質向上を図り、子どもの生活塾を安全に実施するため、活動に必要な知識・経験を養うための研修を実施すること。

6 開所日数及び時間

「子どもの生活塾」は原則として年間240日以上開所する。

実施時間は原則として1日あたり5時間を基本とする。具体的な開所・閉所時間や小中学校の長期休暇中の実施時間は区と受託事業者が協議の上定める。(将来的には8時間開所を目指す)

7 利用日数

「子どもの生活塾」の利用は、原則として一人あたり週2日を上限とする。

ただし、家庭の状況や児童の置かれた状況などから、一人あたり週3日以上の上入が可能な場合は、区と協議の上利用することができる。

8 利用定員

1日あたりの利用定員は、原則5人とする。ただし、実施時間の中での児童の入替や、イベントなどの実施による場合は、この限りではない。なお、5人を超える受け入れを行う場合は、事前に区と協議すること。

9 利用期間

「子どもの生活塾」の利用者の受入は原則として利用申込のあった年度の3月31日までとする。

10 利用料

「子どもの生活塾」の利用は、原則として無料とする。ただし、瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱第6条第2項第1号の業務において、通院介助等に要したアシスタント派遣の交通費は利用者の負担とする。

また、以下の場合は、区役所と協議の上受託事業者が利用者から徴収することができる。

- (1) 食事やおやつの提供を行う場合の実費相当分
- (2) 「子どもの生活塾」内外で実施するイベントや第三者が実施するイベント等に参加する場合の参加費及び交通費等

11 利用の流れ

(1) 利用促進の協力

受託事業者は、区を通じ、対象世帯が利用申込前に「子どもの生活塾」の見学を希望した場合、受入れに協力する。

(2) 利用の決定

本事業の利用及び送迎の利用決定は区が行う。

なお、区は利用承認通知書の写しを受託事業者へすみやかに送付する。

(3) 支援期間

区と受託事業者で協議し、支援期間（利用開始日等）を決定する。

(4) 支援目標・内容の共有及び支援計画の作成

受託事業者は、支援方針に基づく個々の利用者への支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行う。支援目標や支援状況については、区と共有し必要な改善点を検討する。

(5) 支援状況の報告

受託事業者は、利用者の利用状況や支援内容等を、指定された様式により支援を行った月の翌月の15日までに区へ報告をする。

なお、養育環境の悪化など、他の支援の必要性を考慮しなければいけない状況が生じた場合は区へ随時の報告を行う。

(6) 利用取消

区は、利用者が以下に該当した場合には、利用の承認を取り消すことができる。

なお、利用の承認を取り消した者について、区は利用承認取消通知書の写しを受託事業者へ送付する。

ア 「瀬谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」第5条に掲げる対象者でなくなったとき

イ 職員の指示に従わない等、本事業の実施に支障をきたす行為を行ったとき

ウ その他、区が利用の承認を取り消す必要があるとき

12 安全管理

受託事業者は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事

故等」という。)の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努める。

また、「子どもの生活塾」において事故等が発生した場合、速やかに区役所に報告するとともに「事故報告書」を提出する。

13 非常災害の対策

受託事業者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難及び消火に対する訓練を定期的に行う。

14 個人情報の保護

(1) 個人情報保護の徹底について

横浜市が定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の保護を徹底する。

(2) 個人情報保護の研修について

スタッフに対し、従事開始前までに、個人情報保護の研修を実施する。

(3) 誓約書について

スタッフに対し、個人情報を適切に取扱う旨の誓約書を、従事開始時に取り交わすこととする。

15 その他

(1) 事業実施にあたっては、関係法令を遵守して行う。

(2) 委託業務の全部又は一部を、第三者に委託又は請け負わせることを禁止する。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、区役所との協議により決定する。

(4) 区役所は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができるものとする。

(5) 期間満了時には、次の受託事業者が円滑に「子どもの生活塾」を運営できるよう、利用者の支援内容や状態、本事業の関係書類などについて、速やかに引継ぎをしなければならない。

また、不動産を契約解除するにあたり経費等が発生する場合は、受託事業者の負担とする。

(6) 本事業は、令和7年度の業務結果を踏まえ、翌年度も継続した業務委託を想定し実施する。

なお、業務委託は最長で令和12年3月31日までを期限とするが、受託業者に令和8年度以降も継続して契約することについて何ら保証するものではない。